東京都担当確認年月日令和3年5月24日東京都作業部会確認年月日令和3年5月25日

事業名 競技運営 (運営委託等)

案件名 トライアスロン競技路上運営実施業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年 5月31日の合意の考え 方に基づくものである こと 事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織委 員会が一括して執行し た方が効率的、効果的 であること		・当委託は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のトライアスロン競技の路上運営業務を行うものである。 ・トライアスロン競技はパラリンピックも実施することから、①パラリンピック競技・選手に深く関わり、かつ②経費の内容が公費負担の対象として適切と考えられ、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。 ・当委託はオリンピック・パラリンピック両大会において必要なものであり、競技運営は組織委員会が行うため、	
		組織委員会が全体をマネジメントしながら、一元的に執 行した方が効率的かつ効果的と考える。	
	必要性	・本件は、オリンピック・パラリンピック競技大会におけるトライアスロン競技を実施するために必要な委託であり、本大会の開催において必要不可欠な内容である。	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、	効 率 性	・本件は、限られた交通規制時間内での資機材の準備や人 員配置などのオペレーションが求められるものである が、当該事業者の知見等の活用により、必要な資機材や 車両、人員等の数量や時間について必要最小限となるよ うに精査されており、効率性について配慮されている。	
単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較と) 等の観点かなど) 等の観点から み当なと	納得性	 ・本件の発注予定先事業者は、2019 年 8 月に行ったテストイベントの計画及び実施を行っており、当委託の履行に必要となるノウハウを蓄積している。また、警察当局や地元関係者との調整を行った経験を有し、経験則に基づいた適切な人員体制の構築やコスト削減を考慮した内容となっている。 ・本件に必要な経費は、事業者の当初見積に対し、テストイベントの費用と比較して単価や数量を精査し、予定金額を抑えていることから、相応な内容であると評価できる。 	

その他経費の内容等が 公費負担の対象として 適切なものであること

- ・当委託は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会 のトライアスロン競技の実施に必要なものである。経費 の中身も委託事業費のみであり、公費負担の対象として 適切といえる。
- ・本件に充当可能な財源を確認している。
- ・引き続き、経費が最小限となるよう抑制・削減に取り組むこと。

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。